

農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱

制 定 令和3年3月26日付第202100000938号

最終改正 令和7年3月25日付第202400283789号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 国要綱 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付要綱(令和7年1月15日付6農産第3462号農林水産事務次官依命通知)
- (2) 対象事業 別表1の第1欄及び別表2の第1欄に掲げる事業
- (3) 間接補助事業 別表1の第1欄に掲げる事業
- (4) 間接補助事業者 間接補助事業を行う別表1の第2欄に掲げる者
- (5) 間接補助対象経費 間接補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費
- (6) 補助対象経費 別表2の第1欄に掲げる事業に要する同表の第3欄に掲げる経費
- (7) 仕入控除税額 間接補助対象経費又は補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額

(交付目的)

第3条 本補助金は、農業における省力・軽労化や労働力確保・技術継承に向けて、スマート農業の導入を推進するとともに、農作業受託を行う「農業支援サービス事業体」を育成し、人手不足等の課題解決を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、国要綱及びこの要綱に基づき実施される対象事業について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 間接補助事業者に対し、間接補助対象経費の額(仕入控除税額を除く。)に別表1の第4欄に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以上の間接補助金を交付する市町村

- (2) 対象事業のうち別表2の第1欄に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者

2 本補助金の額は、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額以下とする。

- (1) 間接補助事業 間接補助対象経費の額(仕入控除税額を除く。)に別表1の第6欄に定める率を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、同表の第7欄に掲げる額を上限とする。)

- (2) 別表2の第1欄に掲げる事業 補助対象経費額(仕入控除税額を除く。)に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、同表の第5欄に掲げる額を上限とする。)

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者(同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。)への発注に努めなければならない。ただし、国要綱に基づき実施される事業(以

下「国事業」という。)についてはこの限りではない。

- 4 補助対象経費又は間接補助対象経費が、工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者又は間接補助事業者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費又は間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内（ただし、財源に国事業の補助金を充当する場合は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、30日を加えた日数が経過する日までの間）に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、県単独事業にあつては様式第2号の1によるものとし、国事業にあつては様式第2号の2によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(交付決定前着手)

第7条 国事業は、原則として県から本補助金の交付決定通知を受けて行うものとするが、緊急かつやむを得ない事情がある場合は、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（様式第3号）をあらかじめ知事に提出するものとする。

(間接交付の条件)

第8条 第4条第1項第1号に規定する市町村の長（以下単に「市町村長」という。）は、同号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）の交付に当たり、当該間接交付を受ける間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条第2 項後段、第17条、第25条及び 第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ規則様式第2号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する承認を要しない変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する承認を要しない変更を除く。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、同項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。

3 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について農林水産大臣又は中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(承認を要しない変更等)

第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 別表1の第8欄に定める変更

(2) 別表2の第6欄に定める変更

(3) 間接補助金の減額

(間接的な変更等の承認)

第11条 市町村長は、第8条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとする時は、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る別表1の第8欄に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第12条 市町村長は、第8条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けた時は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日(間接補助事業にあつては間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日)から30日を経過する日。ただし、国要綱に基づき事業を実施した場合は、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)の翌年度の4月1日のいずれか早い日とする。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、知事が別に定める日と補助事業又は間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)

を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第速やかに様式第4号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第14条 市町村長は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

（進ちょく状況の報告）

- 第15条 国事業を活用する補助事業者は、交付決定年度の12月31日現在において、事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

（概算払の時期等を求める書類）

第16条 規則第20条第1項の申出書は、様式第6号によるものとする。

（財産の処分制限）

- 第17条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
 - 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（間接的な財産処分の承認）

- 第18条 市町村長は、第8条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
 - 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
 - 4 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（収益納付）

- 第19条 補助事業者は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(提出先)

第20条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、実装支援及び追加支援並びにドローン講習支援にあつては所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に、地域版スマート農業実証支援にあつては所管の地方事務所を経由して農林水産部農業振興局経営支援課長（以下「経営支援課長」という。）に、農業支援サービス事業体育成支援にあつては経営支援課長に提出しなければならない。

(契約等)

第21条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 国事業を活用する補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第7号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(額の再確定)

第22条 国事業を活用する補助事業者は、規則第18条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を速やかに提出するものとする。

2 規則第17条第1項及び第2項の規定並びに第13条第2項の規定は、前項の実績報告書の提出について準用する。

(残存物件の処理)

第23条 国事業を活用する補助事業者は、補助事業が完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第24条 国事業を活用する補助事業者は、補助事業が完了した際は、財産管理台帳（様式第8号）を知事に提出するものとする。また、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、規則第26条に定める書類等に加え、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

2 前項の規定に基づき作成し、整備し、及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(担保に供する承認)

第25条 国事業を活用する補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第26条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行し、令和5年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度に係る事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度に係る事業から適用する。

別表1 (第2条、第4条、第10条、第11条関係)

1 対象事業	2 事業実施主体 (間接補助事業者)	3 間接補助対象経費	4 間接補助率	5 補助事業者	6 補助率	7 補助上限額	8 重要な変更								
(1) 実装支援 (一般型、共同利 用促進型)	認定農業者、集落営農 組織、任意組織、市町 村公社	<p>(1) ICT(情報通信技術)やロボット技術を活用した農業分野(特用林産物を含む。)、畜産分野(養豚、養鶏)及び耕畜連携に関する機械及び設備を導入する初期費用(通信費を除く。)。ただし、技術の導入・活用による経営の改善・向上・持続が可能で、産地や農地、集落コミュニティの維持につながる取組に限る。</p> <p>(2) 機械及び設備の整備等に要する経費。(付帯工事(電気工事、引込柱等)含む。)ただし、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の要素を組み合わせ、作業及び農業経営の数値化・可視化を通じて事業者の意思決定を支援・効率化するものに限る。主な機械及び設備は以下のとおりとする。</p> <p>ア トラクター(自動運転・自動操舵)</p> <p>イ 田植機・直播機(自動運転・直進アシスト・可変施肥)</p> <p>ウ コンバイン(自動運転、食味・収量センサー)</p> <p>エ 後付け型自動操舵装置</p> <p>オ ドローン(防除用、施肥用、センシング用)</p> <p>カ リモコン式草刈機</p> <p>キ IoT等情報通信技術を活用したセンシング・モニタリングシステム及び給排水、施肥、温度管理システム(データ・情報の共有が可能であること。)</p> <p>ク 生産管理システム(アからキまでを合理的に使用するため必要な場合に限る。)</p> <p>(3) 上限補助対象事業費</p> <table border="0" data-bbox="600 1193 1294 1337"> <tr> <td>[個別利用の場合] 個人の農業者</td> <td>9,000千円</td> </tr> <tr> <td>任意組織、農業を営む法人、市町村公社</td> <td>21,000千円</td> </tr> <tr> <td>[共同利用の場合] 個人の農業者</td> <td>18,000千円</td> </tr> <tr> <td>任意組織、農業を営む法人、市町村公社</td> <td>42,000千円</td> </tr> </table>	[個別利用の場合] 個人の農業者	9,000千円	任意組織、農業を営む法人、市町村公社	21,000千円	[共同利用の場合] 個人の農業者	18,000千円	任意組織、農業を営む法人、市町村公社	42,000千円	1 / 2	市町村	1 / 3	<p>[個別利用の場合]</p> <p>個人の農業者 3,000千円</p> <p>任意組織、農業を営む法人、市町村公社 7,000千円</p> <p>[共同利用の場合]</p> <p>個人の農業者 6,000千円</p> <p>任意組織、農業を営む法人、市町村公社 14,000千円</p>	(1) 本補助金の 増額
[個別利用の場合] 個人の農業者	9,000千円														
任意組織、農業を営む法人、市町村公社	21,000千円														
[共同利用の場合] 個人の農業者	18,000千円														
任意組織、農業を営む法人、市町村公社	42,000千円														

(2) 追加支援	農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業実施要領第3の(1)に掲げるもののいずれかに該当して事業を実施する者のうち、鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱(令和4年6月7日付第202200054193号鳥取県農林水産部長通知。以下「国事業支援要綱」という。)別表の第1欄に掲げる対象事業1又は2の事業を行う者	(1) 国事業支援要綱の別表の第1欄に掲げる対象事業1又は2の同表第3欄に掲げる経費に2分の1を乗じた額のうち、国事業支援要綱の国費見込み額を減じた額を経費とする。	10/10		2/3		
-------------	--	--	-------	--	-----	--	--

別表2 (第3条、第10条関係)

1 対象事業	2 事業実施主体 (補助事業者)	3 補助対象経費	4 県補助率	5 補助上限額	6 重要な変更
(1) ドローン講習 支援	認定農業者、集落営農組織(構成員及び従業員を含む。)	農業に用いるドローンの操作講習に係る経費 (1実施主体当たり2名まで。ただし、共同利用の場合において、複数の実施主体が事業を活用する場合は、1機体につき4名を上限とする。)	1/2	1名当たり 150千円	本補助金の増額
(2) 地域版スマート農業実証支援	J A、任意組織等	スマート農業機械等を活用した生産モデル実証の取組に係る経費 実証展示ほの設置・運営、新技術の実証等に係る経費 (生産資材費、新技術導入等に係る経費)	1/2		
(3) 農業支援サービス事業体育成支援	農業支援サービス事業体	(1) 機械導入 国要綱に基づき導入されるスマート農業機械等の導入経費 (2) 体制整備 サービス事業体が事業拡大のために必要な取組及び機械導入に伴い必要となる技術向上等の取組に係る経費	1/2	(1) 15,000千円 (2) 2,000千円	(1) 本補助金の増額 (2) 補助事業者の変更

		(農業機械・施設及びほ場等の借上費、広告・宣伝費、研修受講費、業務委託費等)			(3) 事業の新設、 中止又は廃止 (4) 事業費の3割 を超える増 (5) 本補助金又は 事業費の3割 を超える減
--	--	--	--	--	---